

令和8年2月27日

山口県教育委員会会議議案

(議案第4号関係 新旧対照表)

山口県教育委員会



議案 (新旧対照表)

番号	件名	主管課	
4	一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p. 2

○ 一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正（第一条関係）

改 正 案

○ 一般職の職員等の旅費に関する条例

（昭和二十九年十一月二十六日  
山口県条例第六十号）

目次

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 旅費の種目及び内容

第一節 通則（第十条）

第二節 交通費（第十一条―第十四条）

第三節 宿泊費等（第十五条―第十七条）

第四節 転居費等（第十八条―二十条）

第五節 その他の種目（第二十一条）

第三章 雑則（第二十二条―第二十八条）

附則

現 行

○ 一般職の職員等の旅費に関する条例

（昭和二十九年十一月二十六日  
山口県条例第六十号）

目次

第一章 総則（第一条―第十五条）

第二章 旅費額（第十六条―第二十九条）

第三章 雑則（第三十条―第三十三条）

附則

改正案

第一条（略）

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜三（略）

四 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。

五（略）

六 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

七 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

現行

第一条（略）

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜三（略）

四 出 張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。

五（略）

六 帰 住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

七 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持している者をいう。

八（略）

九 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律

第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をい

う。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業

者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行者

等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを

旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に

対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約

する契約をいう。次条第七項において同じ。）を締結したもの

をいう。

（削る）

八（略）

（新設）

2 この条例において「何級の職務」という場合には、一般職の職

員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）第四条

第一項第一号に規定する行政職給料表及び一般職に属する学校職

員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）第五条

第一項第一号に規定する行政職給料表による当該級の職務並びに

行政職給料表の適用を受けない者について規則で定めるこれに相

当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する

地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地

域）をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在

勤公署から八キロメートル以内の地域をいうものとする。

（削る）

改正案

第三条(略)

2(略)

一～三(略)

四 職員が、県外の在勤地(規則で定めるものに限る。)において退職(次に掲げる退職に限る。第二十二條第二項において同じ。)となり、一定の期間内に帰住した場合には、当該職員

イ 年齢六十五年に達した日以後の最初の三月三十一日における退職

ロ 年齢六十年に達した日以後の最初の三月三十一日における退職

ハ イ及びロに掲げるもののほか、旅費の支給に関し知事が必要と認める退職

3・4(略)

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第三項の規定による旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五條において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額につき次の各号に定めるものを旅費として支給することができる。

現行

第三条(略)

2(略)

一～三(略)

(新設)

3・4(略)

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、その出発前に次条第三項の規定による旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合には、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額につき次の各号に定めるものを旅費として支給することができる。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、第十四条第二項本文に規定する費用に相当する部分を除く。）については、第十一条第一項各号、第十二条第一項各号、第十三条第一項各号及び第十四条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとつたにもかかわらず払戻しを受けることができないう額又は所要の取消しをとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額の合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各項目について第十五条、第十六条、第十八条、第十九条及び第二十条第一項並びに第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとつたにもかかわらず払戻しを受けることができないう額又は所要の取消しをとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認められた額

一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又は宿泊施設の利用を予約するために支払った金額のうち、所要の払いもどししとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額。但し、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行についてこの条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊費の額をそれぞれこえることができない。

二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行についてこの条例により支給を受けることができた移転料の額の三分の一に相当する額の範囲内の額

（新設）

6 第一項、第二項及び前二項の規定により旅費の支給をうけることができる者が旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に定める金額を旅費として支給することができる。

一 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため、この条例の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

6 第一項、第二項及び前二項の規定により旅費の支給をうけることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に定める金額を旅費として支給することができる。

一 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したものを（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した時以後の旅行を完了するため、この条例の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

（新設）

第四条（略）

2（略）

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（当該旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

- 一 旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をしないとまがない場合

二（略）

第四条（略）

2（略）

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第五条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（当該旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

- 一 旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示しないとまがない場合

二（略）

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をする場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に前項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。ただし、前項第二号に該当する場合は、この限りでない。

6 前二項の旅行命令簿等が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて知事が定めるものをいう。以下同じ。）をもつて通知することができる。

7 第四項及び前項の規定による旅行命令簿等の通知については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第四条の規定は、適用しない。

(削る)

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、前項第二号に該当する場合は、この限りでない。

6 前二項の旅行命令簿等が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて知事が定めるものをいう。以下同じ。）をもつて提示することができる。

7 前三項の規定による旅行命令簿等の提示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第四条の規定は、適用しない。

8 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項、様式その他の必要な事項は、知事が定める。

	改正案		現行
<p>3 (略)</p>	<p>第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に変更の必要性を証明するに足る資料を添付して旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>3 (略)</p>	<p>第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に変更の必要性を証明するに足る資料を添付して旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>

(削る)

(旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊費、宿泊手当、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

7 宿泊費は、旅行中の夜数に応じ実費額により支給する。

8 宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

(旅費の計算)

第六条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第十条で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の計算)

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。  
12 第三十条第一項に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

第七条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(削る)

第八条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- 一 鉄道 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

- 二 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

- 三 陸路 当該旅行の出発箇所又は目的箇所を起点として知事が定めるところにより計算した路程。ただし、陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行についての陸路は、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点として計算した路程によることができる。

2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより路程を計算するものとする。

(削る)

第九条 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメートル、陸路旅行にあつては五十キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項但書の規定により通算した日数に一日未満の端数を生じたときは、これを一日とする。

(削る)

3 第三条第二項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第一項但書及び前項の規定により計算した日数による。

第十条 旅行者が同一地域(第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における旅行雑費は、その地域に到着した日の翌日から起算して、次の各号に掲げる額に相当する額を旅行雑費の定額から減じた額による。

一 滞在日数三十日を超える場合には、その超える日数について定額の二割

二 滞在日数六十日を超える場合には、その超える日数について定額の二割

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(削る)

第十一条 削除

改正案

(削る)

(年度経過等による区分)

第七条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

現行

第十二条 一日の旅行において、旅行雑費(扶養親族移転料のうち旅行雑費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費を支給する。

(新設)

第十三条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の等級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第八条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。

2～6（略）

7 第一項の規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項並びに第二項及び第三項に規定する期間その他の必要な事項は、知事が定める。

第九条（略）

(旅費の請求手続)

第十四条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。

2～6（略）

7 第一項の規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項及び様式並びに第二項及び第三項に規定する期間その他の必要な事項は、知事が定める。

第十五条（略）

<p style="text-align: center;">第二章 旅費の種目及び内容</p> <p style="text-align: center;">第一節 通則</p> <p style="text-align: center;">(旅費の種目及び内容)</p> <p>第十条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び旅行雑費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。</p>	改 正 案
<p style="text-align: center;">第二章 旅費額</p>	現 行

第二節 交通費

(鉄道賃)

第十一条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第十四条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 急行料金
- 三 寝台料金
- 四 座席指定料金
- 五 特別車両料金
- 六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(鉄道賃)

第十六条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- 一 その乗車に要する運賃
- 二 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金は、前号に規定する運賃のほかに、急行料金は、二級以上の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- 四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第二号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

- 一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの
- 二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの

3 第一項第四号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第十二条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第十四条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 寝台料金
- 三 座席指定料金
- 四 特別船室料金
- 五 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第十七条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- 一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
  - イ 二級以上の職務にある者については、中級の運賃
  - ロ 一級の職務にある者については、下級の運賃
- 二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
  - イ 二級以上の職務にある者については、上級の運賃
  - ロ 一級の職務にある者については、下級の運賃
- 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払つた寝台料金
- 五 二級以上の職務にある者が第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- 六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

改正案

2| 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第十三条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2| 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

現行

2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第十八条 航空賃の額は、現に支払つた旅客運賃による。

(その他の交通費)

第十四条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(次項において「有償借受け自動車」という。)の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第三号に掲げる費用のうち、自家用自動車(有償借受け自動車を除く。)を利用する移動に直接要する費用(有料道路の通行料を除く。)の額は、一キロメートルにつき三十円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の当該費用で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

(車賃)

第十九条 車賃の額は、一キロメートルにつき三十円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

<p>4   前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>改正案</p>
<p>3   前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>現行</p>

第三節 宿泊費等

(宿泊費)

第十五条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(旅行雑費)

第二十条 旅行雑費の額は、一日につき三百円とする。

2 一回の旅行において、目的地が県外であり、かつ、当該目的地以外の目的地がないものとした場合の路程が百キロメートル以上の旅行における旅行雑費の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額による。

- 一 公共交通機関による旅行 一日につき 二千四百円
- 二 公共交通機関によらない旅行 一日につき 千二百円

(宿泊費)

第二十一条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

改正案

(包括宿泊費)

第十六条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第十七条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表で定める一夜当たりの定額とする。

現行

(宿泊手当)

第二十二条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表で定める一夜当たりの定額とする。

第四節 転居費等

(転居費)

第十八条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第二十条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

- 一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- 二 前号の場合において、当該運送に要する額が知事が定める額を超えないときは、同号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- 三 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- 四 旅行者が宅配便又は自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第一号の規定により算定した額を超える場合にあっては、当該額とする方法）
- 五 前号の場合において、当該運送に要する額が知事が定める額を超えないときは、同号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(移転料)

第二十三条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額
- 二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額
- 三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）
- 2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

(着後滞在費)

第十九条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当並びに旅行雑費の五日分の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第二十条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- 一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転するものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び旅行雑費の合計額に相当する額
- 二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

(着後手当)

第二十四条 着後手当の額は、旅行の区分に応じた旅行雑費定額の五日分並びに赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する都道府県に応じた宿泊費基準額の五夜分及び宿泊手当の五夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第二十五条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年令に従い、次の各号に規定する額の合計額
  - イ 十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊費、宿泊手当及び着後手当の三分の二に相当する額
  - ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額
  - ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊費、宿泊手当及び着後手当の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するとき
- は、二人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

第五節 その他の種目

(旅行雑費)

第二十一条 旅行雑費は、旅行中の電話等の通信に要する費用とし、その額は、一日につき三百円とする。

二 前号の規定に該当する場合を除くほか、第二十三条第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

三 第一号イからハまでの規定により旅行雑費、宿泊費、宿泊手当及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(在勤地内旅行の旅費)

第二十六条 在勤地内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、赴任を命ぜられた職員が、職員のための県設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表の路程五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額）の移転料を支給する。

2 前項ただし書の規定により移転料の額を計算する場合において、当該移転料の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第二十七条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、前条第一項ただし書に該当する場合には、同項ただし書に規定する額の移転料を支給する。

2 在勤地以外の同一地域内における旅行(第二十条第二項第一号に定める額の旅行雑費が支給される旅行に係るものに限る。)のうち路程百キロメートル未満のものについては、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第二十八条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

イ 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた  
地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事  
実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）  
にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等を知った日の翌日から三月以内に出発して当該退職  
等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した  
退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の  
旅費

二 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、  
且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算  
した旅費

(遺族の旅費)

第二十九条 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第八号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十五条第一項第一号に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃及び車賃とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第三章 雑則

(削る)

第三章 雑則

(日額旅費)

第三十条 第六条第一項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認められたものについて知事が定める。

一 測量、調査、土木營繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

二 長時間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

三 前二号に掲げる旅行を除く外、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、知事が定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。

(退職者等の旅費)

第二十二條 第三條第二項第一號の規定により支給する旅費は、

退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて次に掲げるものとする。

一 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

二 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2| 第三條第二項第四號の規定により支給する旅費は、退職の日の翌日から一月以内における当該退職に伴う帰任について、赴任の例に準じ、旧在勤地から生活の根拠となる地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）とする。

3| 前二項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

4| 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項及び第二項に規定する期間を延長することができる。

(新設)

改正案

(遺族の旅費)

第二十三条 第三条第二項第二号又は第三号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて次に掲げるものとする。

一 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

二 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2| 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第八号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

現行

(新設)

第二十四条(略)

(旅費の調整)

第二十五条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2(略)

第三十一条(略)

(旅費の調整)

第三十二条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2(略)

(旅費の支給額の上限)

(新設)

第二十六条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、第十四条第二項本文に規定する費用に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、第十一条第一項各号、第十二条第一項各号、第十三条第一項各号及び第十四条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2| 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十五条、第十六条、第十八条、第十九条及び第二十条第一項並びに第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の返納)

第二十七条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの  
条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又  
は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は  
当該金額を返納させなければならない。

2| 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し  
て旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定  
する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者  
に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に  
相当する金額を差し引くことができる。

3| 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第二十八条(略)

附則

1 (略)

2 鉄道賃及び船賃の額については、任命権者が知事に協議して  
定める旅行(公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。  
)のため支給するものを除き、当分の間、第十一条第一項第五号及  
び第十二条第一項第四号の規定は適用しない。

(新設)

第三十三条(略)

附則

1 (略)

2 鉄道賃及び船賃の額については、任命権者が知事に協議して定  
める旅行(公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。  
)のため支給するものを除き、当分の間、第十七条第一項第二号イ  
中「上級の運賃」とあるのは「下級の運賃」とし、第十六条第一  
項第三号及び第十七条第一項第五号の規定は適用しない。

別表

一・二(略)

(削る)

別表

一・二(略)

三 移 転 料

区 分	路 程	料 率
七級以上の職務にある者	路 程 五 十 キ ロ メ ー ト ル 未 満	一 三 六, 〇 〇 〇 円
六級以下の職務にある者	路 程 五 十 キ ロ メ ー ト ル 以 上 百 キ ロ 未 満	一 四 〇, 〇 〇 〇 円
	路 程 百 キ ロ 以 上 三 百 キ 未 満	一 六 八, 〇 〇 〇 円
六級以下の職務にある者	路 程 三 百 キ ロ 以 上 五 百 キ 未 満	二 〇 〇, 〇 〇 〇 円
	路 程 五 百 キ ロ 以 上 千 キ 未 満	二 五 三, 〇 〇 〇 円
六級以下の職務にある者	路 程 千 キ ロ 以 上 五 百 キ 未 満	三 〇 六, 〇 〇 〇 円
	路 程 千 五 百 キ 以 上 二 千 未 満	三 六 〇, 〇 〇 〇 円
六級以下の職務にある者	路 程 二 千 キ ロ 以 上	三 八 〇, 〇 〇 〇 円

備考 離島に係る旅行の路程の計算については、水路四分の一キロメートルをもつて路程一キロメートルとみなす。



〽 (略) 〽	〽 (略) 〽	〽 (略) 〽	〽 (略) 〽	〽 (略) 〽	〽 (略) 〽		〽 (略) 〽	
					〽 (略) 〽	〽 (略) 〽	〽 (略) 〽	〽 (略) 〽
〽 (略) 〽	〽 (略) 〽			〽 (略) 〽	〽 (略) 〽	〽 (略) 〽	〽 (略) 〽	

(削る)

前各号に掲げる職員以外の職員	選挙立会人及び審査分会立会人	選挙長、選挙分会長及び審査分会長	専門委員	附属機関を組織する委員その他の構成員	内水面漁場の管理委員会の委員		海区漁業調整委員会の委員		の委員
					の委員他	会長	の委員他	会長	
権者が知事と協議して定める額	一般職の職員の給与と均等を考慮して命			日額二二、〇〇〇円を超えない範囲内での職員の報酬との均等を考慮して命権者が知事と協議して定める額	日額二七、〇〇〇円	日額三三、〇〇〇円	日額二七、〇〇〇円	日額三三、〇〇〇円	六級の職務にある者の旅費相当額(任命権者が特に必要な場合)は、他の職員の費用を併償との均等を考慮して当該任命権者が知事と協議して定める額

備考 費用弁償の欄中「何級の職務」という場合には、一般職の職員の給与に関する条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表による当該級の職務をいうものとする。

○ 山口県実費弁償条例の一部改正（第三条関係）

改 正 案

### ○山口県実費弁償条例

〔昭和三十一年十月一日  
山口県条例第二十二号〕

第一条（略）

（実費弁償の額）

第二条 前条に規定する実費弁償の額は、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号。以下「職員旅費条例」という。）の適用を受ける職員の旅費相当額とする。

（以下、略）

現 行

### ○山口県実費弁償条例

〔昭和三十一年十月一日  
山口県条例第二十二号〕

第一条（略）

（実費弁償の額）

第二条 前条に規定する実費弁償の額は、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号。以下「職員旅費条例」という。）に規定する二級の職務にある者の旅費相当額とする。

（以下、略）

○ 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第四条関係）

改正案

○山口県議会議員の議員報酬、  
費用弁償及び期末手当に関する  
条例

（昭和三十一年十月二日  
山口県条例第四十二号）

第一条・第二条（略）

（費用弁償）

第三条（略）

2 前項の費用弁償の額は、別表第二の鉄道賃、船賃、航空賃及び旅行雑費の欄、別表第三、別表第四の宿泊費の欄並びに別表第五の宿泊手当の欄に掲げるところによる。

現行

○山口県議会議員の議員報酬、  
費用弁償及び期末手当に関する  
条例

（昭和三十一年十月二日  
山口県条例第四十二号）

第一条・第二条（略）

（費用弁償）

第二条（略）

2 前項の費用弁償の額は、別表第二の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費の欄、別表第三の宿泊費の欄並びに別表第四の宿泊手当の欄に掲げるところによる。

<p>(削る)</p> <p>3  (略)</p> <p>4  議員が招集に応じて議会若しくは委員会に出席するため又は協議等の場に出席するために旅行した場合における費用弁償の額は、前項の規定により届出がされた経路及び方法であつて議長が合理的と認めるものにより算出した額とする。</p> <p>5  (略)</p> <p>第四条 (略)</p>	<p>3 一回の旅行において、目的地が県外であり、かつ、当該目的地以外の目的地がないものとした場合の路程が百キロメートル以上の旅行における旅行雑費の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額による。</p> <p>一 公共交通機関による旅行 一日につき 二千四百円</p> <p>二 公共交通機関によらない旅行 一日につき 千二百円</p> <p>4  (略)</p> <p>5  議員が招集に応じて議会若しくは委員会に出席するため又は協議等の場に出席するために旅行した場合における費用弁償の額は、前項の規定により届出がされた経路及び方法であつて議長が合理的と認めるものにより算出した額とする。この場合において、当該経路に有料道路の利用区間がある場合には、別表第二の旅行雑費の欄に掲げる額に当該利用区間に係る通行料に相当する額を加算した額をもって旅行雑費の額とする。</p> <p>6  (略)</p> <p>第四条 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第一（略）

別表第二（第三条関係）

鉄道賃	船賃	航空賃	旅行雑費 （一日につき）
運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付随する費用	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付随する費用	運賃、座席指定料金及びこれらに付随する費用	三〇〇円

備考 1| 鉄道賃の欄中運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の運賃の額とする。

2| 船賃の欄中運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃の額とする。

3| 航空賃の欄中運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

別表第一 (略)

別表第二 (第三条関係)

旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金	旅客運賃、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金	現に支払った旅客運賃	車賃 (一キロメートルにつき)	旅行雑費 (一日につき)
鉄道賃	船賃	航空賃	三〇円	三〇〇円

備考 船賃の欄中旅客運賃については、運賃の等級を二階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃による。

別表第三（第三条関係）

- 一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- 二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- 三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車（以下「有償借受け自動車」という。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- 四 前三号に掲げる費用に付随する費用

備考 第三号に掲げる費用のうち、家用自動車（有償借受け自動車を除く。）を利用する移動に直接要する費用（有料道路の通行料を除く。）の額は、一キロメートルにつき三十円とする。

別表第四

表（略）

備考 移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用の額にあつては、当該移動に係る別表第二（旅行雑費に係る部分を除く。）及び別表第三の規定による額並びに当該宿泊に係る宿泊費の額の合計額とする。

別表第五（略）

(新設)

別表第三

表(略)

(新設)

別表第四(略)

○知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第五条関係）

改 正 案

○知事等の給与及び旅費に関する条例

〔昭和三十一年十月一日  
山口県条例第二十号〕

第一条～第十条（略）

（旅費）

第十一条 公務のため旅行する知事等に対し支給する旅費の額は、別表に掲げるところによる。ただし、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号。次項において「職員等旅費条例」という。）第二十一条第一項第二号に規定する内国旅行の場合における航空賃の運賃の額は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

2（略）

現 行

○知事等の給与及び旅費に関する条例

〔昭和三十一年十月一日  
山口県条例第二十号〕

第一条～第十条（略）

（旅費）

第十一条 公務のため旅行する知事等に対し支給する旅費の額は、別表に掲げるところによる。ただし、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号。次項において「職員等旅費条例」という。）第二十一条第一項第二号に規定する内国旅行の場合における日当相当額については、同条例の規定により職員に支給される旅行雑費の額による。

2（略）



改正案

別表(第四条、第十一条関係)

(表略)

備考 旅費の欄中「指定職の職務」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の職務をいい、「九級の職務」とは、同項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による九級の職務をいうものとする。

(削る)

(削る)

現行

別表(第四条、第十一条関係)

(表略)

備考 旅費の欄中「指定職の職務」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の職務をいい、「九級の職務」とは、同項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による九級の職務をいうものとし、「旅費相当額」とは、次の各号に掲げる旅費の種類に区分に応じ、当該各号に定める法令により、当該職務にある者に支給すべきこととなる旅費の額に相当する額とする。

一 宿泊費及び宿泊手当 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)

二 前号に掲げるもの以外の旅費 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十二号)による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律

○ 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正（第六条関係）

改正案

現行

○ 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

（令和元年十月八日  
山口県条例第十一号）

第一条～第七条の二（略）

第八条（略）  
（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償）

2 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、常勤職員に支給される旅費（一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号）第十条に規定する転居費、着後滞在費及び家族移転費を除く。第十三条において同じ。）の額に相当する額の費用弁償を支給する。

3・4（略）

（以下、略）

○ 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

（令和元年十月八日  
山口県条例第十一号）

第一条～第七条の二（略）

第八条（略）  
（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償）

2 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、常勤職員に支給される旅費（一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号）第六條第一項に規定する移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。第十三条において同じ。）の額に相当する額の費用弁償を支給する。

3・4（略）

（以下、略）

○ 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正（第七条関係）

改正案

現行

○ 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

（令和元年十月八日  
山口県条例第十二号）

第一条～第七条の二（略）

（パートタイム会計年度任用学校職員の費用弁償）  
第八条（略）

2 パートタイム会計年度任用学校職員が公務のため旅行したときは、常勤学校職員に支給される旅費（一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号）第十条に規定する転居費、着後滞在費及び家族移転費を除く。第十三条において同じ。）の額に相当する額の費用弁償を支給する。

3・4（略）

（以下、略）

○ 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

（令和元年十月八日  
山口県条例第十二号）

第一条～第七条の二（略）

（パートタイム会計年度任用学校職員の費用弁償）  
第八条（略）

2 パートタイム会計年度任用学校職員が公務のため旅行したときは、常勤学校職員に支給される旅費（一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号）第六条第一項に規定する移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。第十三条において同じ。）の額に相当する額の費用弁償を支給する。

3・4（略）

（以下、略）